

塩竈市子育て・三世代同居近居住宅取得支援事業のご案内

塩竈市では、若い世代の定住と地域活力の維持を図るため、市内へ転入する子育て世帯や三世代同居・近居世帯への住宅取得に対し、**最大65万円**を補助する住宅支援を実施しています。

1. はじめにご確認ください

(1)補助対象者

子育て世帯又は三世代同居近居世帯の構成員で、次のいずれにも該当する方が対象となります。

- ①定住（本市に転入した日の翌日から起算して5年以上継続して居住）する目的で住宅の取得を行う者であること。
- ②市外におおむね1年間居住した後に、住宅の取得に伴い市内に転入する者であること。
- ③世帯の構成員全員に、市区町村民税等の滞納がないこと。
- ④過去に本補助金の交付を受けていないこと。
- ⑤世帯の構成員全員が塩竈市暴力団排除条例（平成24年条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員でないこと。

○子育て世帯

夫婦のいずれかが42歳以下で、義務教育修了前の子を養育している世帯

※年齢及び義務教育修了の判断は、申請日時点となります。

※義務教育修了前の子は、妊娠中である場合を含みます。

○三世代同居近居世帯

親子（義務教育修了前の子を養育している）世帯と子の祖父母世帯が同居又は近居する世帯

※義務教育修了の判断は、申請日時点となります。

※義務教育修了前の子は、妊娠中である場合を含みます。

※祖父母世帯は祖父又は祖母どちらか一方の場合を含みます。

●同居…三世代が市内の同一の住宅又は同一の若しくは相互に隣接する敷地内にある2棟以上の住宅に居住すること。

●近居…三世代が市内の別の住宅に居住すること。

○多子世帯

①子育て世帯又は②三世代同居近居世帯で、義務教育修了前の子を2人以上養育している世帯

※義務教育修了前の子は、妊娠中である場合を含みます。

(2)補助対象となる住宅の取得

次の取得方法で50m²以上の住宅の所有権を得ることです。(無償の譲渡を除く。)

- ①住宅の新築工事契約
- ②住宅の増築工事契約
- ③住宅の売買契約(建売・中古)※住宅の敷地である土地の購入を含みます。

●住宅の機能・面積

種別	専用住宅(戸建)	専用住宅(共同)	併用住宅
機能	居室、台所、浴室、トイレ、その他居住に必要な機能		
居住用面積 (※増築の場合、 増築後の床面積)	50m ² 以上		
摘要			居住用面積／延べ面積≥1／2

(3)補助金の額

次の基礎額を基本とし、多子世帯については多子世帯加算額を加えた額とします。

①基礎額

住宅取得の工事請負契約額又は売買契約額の3%相当額とし、50万円を限度とします。

②多子世帯加算額

多子世帯で義務教育修了前の子を2人養育している場合は5万円、3人以上養育している場合は15万円とします。

〈算定例〉

補助金交付申請額の算定	【基礎額の算定】		
	補助対象経費(※) 27,000,000円	補助割合 × 3%	算定額 810,000円(A) 1,000円未満端数切捨て
※住宅及び土地の契約額の合計を記入してください。			
基礎額(B)	(A)≥50万円の場合 500,000円	(A)<50万円の場合	
	多子世帯加算額(C)	子を2人養育する世帯=5万円 円	子を3人以上養育する世帯=15万円 円
補助金交付申請額(B)+(C)		650,000円	

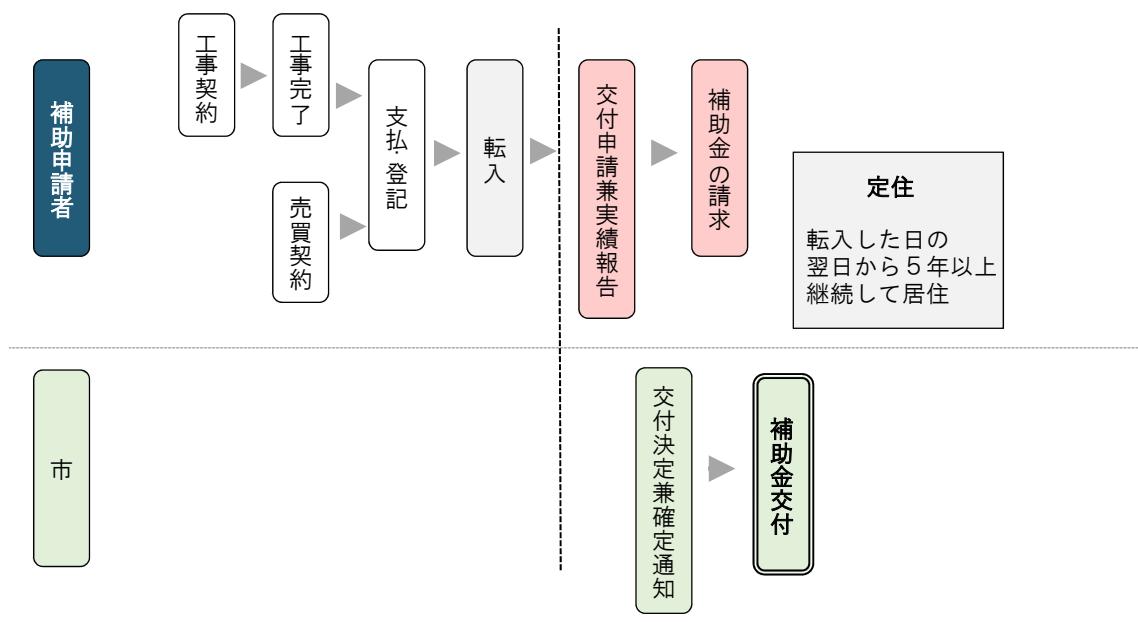
2. 申請手順

(1)申請できる期間

取得した住宅の所有権を得た日又は転入した日のいずれか遅い日から1年以内

(2)申請の手続きの流れ

〈例〉



(3)交付申請兼実績報告に必要な書類

①交付申請書兼実績報告書（様式第1号）

②事業内容書（様式第2号）

③誓約書（様式第3号）

④添付書類

	添付書類名	取得先	摘要
<input type="checkbox"/>	工事請負契約書（工事の内訳が記載されたもの）又は売買契約書の写し		コピー
<input type="checkbox"/>	建築基準法に基づく建築物の確認済証の写し		コピー
<input type="checkbox"/>	住宅の位置図		コピー
<input type="checkbox"/>	住宅の平面図		コピー
<input type="checkbox"/>	補助対象経費を支払ったことを証する書類の写し (領収書、振込受付書等)		コピー
<input type="checkbox"/>	構成員全員分の塩竈市の住民票の写し ※3か月以内に発行されたものに限る ※三世代世帯の場合、親子世帯、祖父母世帯の両世帯分	塩竈市：市民課(有料)	原本
<input type="checkbox"/>	構成員全員分の前居住地の住民票の除票の写し ※3か月以内に発行されたものに限る ※三世代世帯の場合、親子世帯、祖父母世帯の両世帯分	前居住地の市区町村発行	原本
<input type="checkbox"/>	構成員全員が記載されている戸籍謄本 ※3か月以内に発行されたものに限る ※三世代世帯の場合、親子世帯、祖父母世帯の両世帯分	塩竈市：市民課(有料) ※令和6年3月1日から本籍地以外の市区町村の窓口でも請求できるようになりました (広域交付制度)。	原本
<input type="checkbox"/>	構成員全員に市区町村民税等の滞納がないことを証する書類 ※3か月以内に発行された、納税義務のあるものに限る	住所地 {1月1日（賦課期日）時点} の市区町村発行 [塩竈市：税務課(有料)]	原本
<input type="checkbox"/>	<u>住宅及び土地</u> に係る登記事項証明書 ※3か月以内に発行された全部事項証明書に限る	仙台法務局塩竈支局(有料)	原本
<input type="checkbox"/>	住宅の写真 ※2以上の方向から外観を撮影したもの		カラーコピー ・印刷等
<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認める書類 (例) ・母子手帳の写し（妊娠中の場合）		コピー等

(4)補助金の請求に必要な書類

①請求書（任意様式・参考様式あり）

3. 予定件数

50件（先着順）

4. 受付期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5. 様式・記入例

【別冊】塩竈市子育て・三世代同居近居住宅取得支援事業 様式・記入例

6. 【フラット35】地域連携型について

住宅ローンについて、【フラット35】地域連携型を利用すると金利の優遇を受けられます。

(1)はじめに

住宅ローン【フラット35】は（独）住宅金融支援機構が取り扱っているものです。塩竈市と住宅金融支援機構の相互連携に関する協定に基づき、【フラット35】の金利優遇措置を受けることができます。

この金利優遇措置を受けるには塩竈市が交付する『【フラット35】地域連携型利用対象証明書』が必要です。
※借入れに当たっては、別途、取扱金融機関または住宅金融支援機構の条件があります。

(2)制度の詳細

制度の詳細や金利の引き下げ幅など、【フラット35】に関する内容については、住宅金融支援機構又は取扱金融機関に直接お問い合わせください。

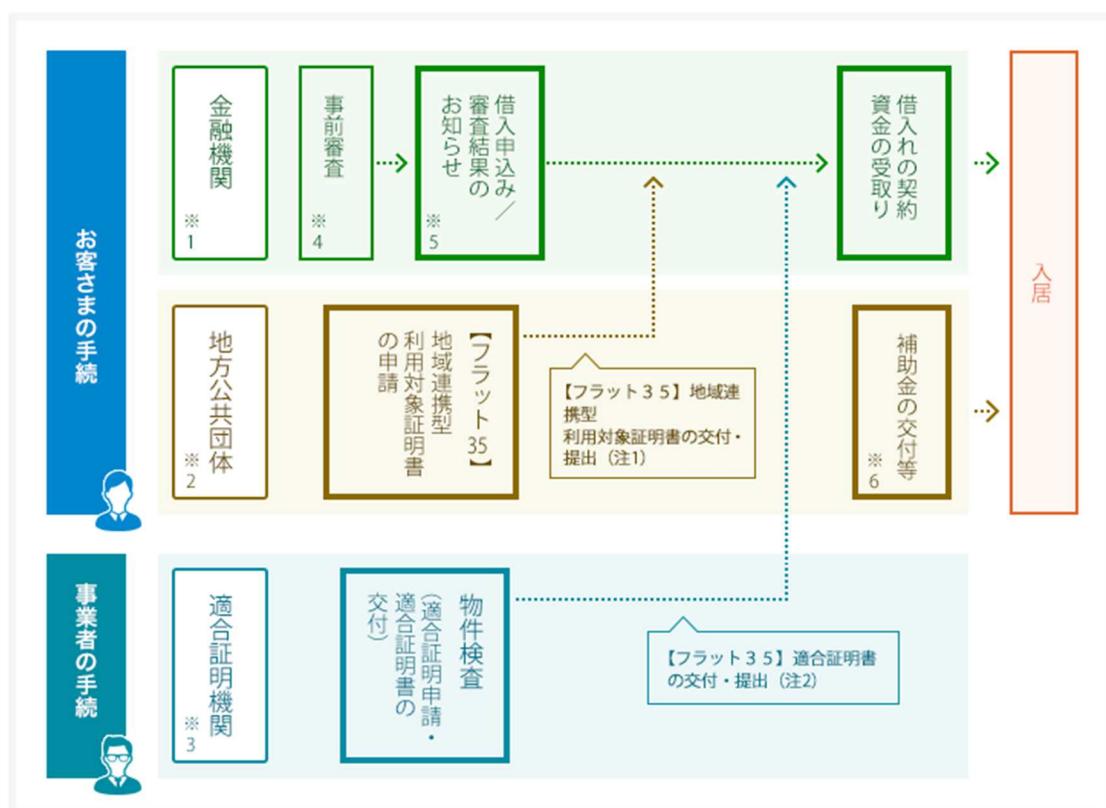
①お問い合わせ先：住宅金融支援機構お客さまコールセンター 0120-0860-35

②住宅金融支援機構ホームページ：<https://www.flat35.com/>

(3)証明書交付の申請方法

ローンの借入れの契約前に塩竈市総務部政策課に『【フラット35】地域連携型利用申請書』を提出してください。ローンの借入れの契約時に『【フラット35】地域連携型利用対象証明書』を金融機関に提出し手続きが完了します。

【フラット35】地域連携型の利用手続の流れ



(4)証明書発行条件

塩竈市子育て・三世代同居近居住宅取得支援事業の要件を満たす必要があります。ただし、住宅の増築工事契約は原則、利用対象外です。

お問い合わせ

塩竈市総務部 秘書広報課 シティプロモーション係

〒985-8501 宮城県塩竈市旭町1番1号

電話：022-355-5062

FAX：022-367-3124